

四国中央市教育委員会請願処理規則

平成 23 年 7 月 6 日
教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(請願書の提出)

第 2 条 教育委員会に対し請願をしようとするもの（以下「請願者」という。）は、教育長に請願書を提出しなければならない。

2 前項の請願書には、邦文を用い、件名、請願の要旨、請願事項、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

(請願書の処理)

第 3 条 教育長は、前条第 1 項の請願書を受理したときは、請願文書表を作成し、教育委員会の会議（以下「会議」という。）にこれを提出しなければならない。

2 前項の請願文書表には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 請願者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 請願の要旨及び請願事項

(処理)

第 4 条 教育委員会は、前条第 1 項の請願文書表が提出されたときは、これを迅速かつ慎重に審議し、その結果を教育長を経て請願者に通知するものとする。

(説明の聴取)

第 5 条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に請願者の出席を求めて説明を聴取することができる。

(教育長の専決)

第 6 条 教育長は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、請願が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を経ずに当該請願を処理することができる。

- (1) 請願の趣旨が軽易なものであるとき。
- (2) 第 4 条に規定する処理が既になされた請願と同趣旨のものであるとき。ただし、当該処理した日から 1 年以内に第 2 条第 1 項の規定による提出があったものに限る。
- (3) 緊急その他止むを得ない事情があるとき。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、その旨を次の会議に報告しなければならない。

(その他)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に提出のあった請願書について適用し、同日前に提出のあった請願書については、なお従前の例による。

(四国中央市教育委員会会議規則の一部改正)

3 四国中央市教育委員会会議規則（平成 16 年四国中央市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除